

東北町高齢者飲食店等利用券交付事業取扱店募集要項

1. 利用券の発行概要について

利用券名称 東北町高齢者飲食店等利用券

発 行 者 東北町

発 行 ① 1冊：「100円券×30枚＝3,000円」

② 1枚：「1,000円券」

交付対象者 ① 令和3年8月1日現在を基準日として東北町在住の65歳以上の者、令和4年3月31日までに65歳に達する者

② 令和3年9月1日現在を基準として東北町在住の75歳を迎えている方

利用期間 令和3年10月 1日（金）～令和4年 1月31日（月）

2. 取扱店登録にあたっての資格について

東北町内において事業を営んでいる飲食店、温泉事業所、タクシー事業所であり、新型コロナウイルス感染予防対策に十分配慮した運営が可能な事業所・店舗等の取扱店であること。

ただし、次の事業所・店舗等を除く。

- （1）特定の政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者。
- （2）暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に関与している事業者。
- （3）本要項に同意をできない事業者

3. 取扱店登録申請について

（1）登録方法

取扱店登録希望者は、この「募集要項」に同意の上、第1号様式「東北町高齢者飲食店等利用券交付事業登録申請書」に必要事項を記入し、役場福祉課へ提出・申請願います。登録料は無料となります。

(2) 募集・申請期限

令和3年7月20日(火)まで

(3) 登録

登録申請のあった事業所・店舗等については、町での審査を経て取扱店として登録し、後日、第2号様式「東北町高齢者飲食店等利用券交付事業登録事業所証明書」、利用券（見本）、その他換金手続に必要な書類等一式を配布します。

4. 取扱店の責務・遵守事項等について

取扱店は、次に掲げる事項を遵守または注意してください。

- (1) 使用される利用券は、町が事前に配布する「見本」と間違いないか確認してください。なお、偽造された利用券と判別できる場合は、利用券の受取りを拒否していただき、福祉課へご連絡をお願いします。

利用券の「見本」については、すべての従業員等に周知願います。

- (3) 取引により利用券を受取ったときは、券裏面に「受領店印」を押印するなど、再流出防止に努めてください。すでに受領印があるものは、受け取りを拒否してください。

- (4) 飲食・タクシー・温泉事業所での利用（飲食）を伴う「利用券・飲食券」となります。

物品等の購入などを取扱う利用券ではございません。

- (5) 取扱店「募集要項」の各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、取扱店登録の取消しをいたします。

- (6) 利用券と現金の交換は禁止しています。

- (7) 券面額未満の利用であっても、お釣りは出さないでください。不足分は現金等で受取ってください。

- (8) 利用期限を過ぎた利用券は無効となります。利用期限：令和4年1月31日（月）

- (9) 利用券を利用中の事故・事件等に対しては、発行者(東北町)は責任を負いません。

- (10) 利用券の盗難・紛失、滅失等に対して、発行者(東北町)は責任を負いません。

5. 換金手続きと支払いスケジュールについて

換金手続方法は以下のとおりです。

- (1) 東北町高齢者飲食店等利用券交付事業請求書（様式第5号（第9条関係）第3号様式）に使用済利用券を添えて、指定する期日に指定する場所で換金手続をお願いします。

場 所：① 役場本庁舎 2階 会議室

② 役場分庁舎 2階 第3会議室

※いずれの場所でも換金手続が可能です。

換 金 期 間：令和3年10月13日（水）～令和4年 2月 3日（木）

別紙指定日のみの対応となりますので、ご注意願います。

※別紙参照

時 間：午前9時30分～午後3時00分まで

- (2) 別紙の支払日に登録指定口座に振込いたします。
- (3) 登録指定口座を申請する際は、役場への登録が無い金融機関・通帳口座である場合は、通帳の写しの提出（表・1枚目見開き部分）をお願いしますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 換金手続の際、様式第5号（第9条関係）第3号様式を切り離し、利用券受取書の引換として交付（…利用券受取書）しますので、令和4年3月31日まで大切に保管願います。
- (5) 換金の際には、概ね100枚を一束とし、100円券・1,000円券と分けて換金いただきますようご協力願います。
- (6) 利用券の請求は、様式第5号（第9条関係）第3号様式で請求し、押印は、代表者氏名の印鑑（認印）で請求願います。※シャチハタは不可とします。
- (7) 換金の際、利用された利用券の裏側に、店舗・事業所の記名が無いものは、受付いたしません。
- (8) 請求書様式第5号（第9条関係）第3号様式記載枚数と利用券の枚数が合わない場合、取扱店へ連絡のうえ、ご返却させていただきます。再度、記載枚数と利用券の枚数を確認のうえ、請求していただくことになります。
- (9) 令和4年2月3日（木）過ぎてからの換金受付には応じられません。

6. 事業所説明会について

「事業所説明会」を下記により開催します。

開 催 日 時：令和3年7月15日（木） 14時00分受付 14時30分から 説明会

開 催 場 所：東北町コミュニティセンター「未来館」大ホール

7. 取扱店の周知方法について

利用券交付者に対し、お知らせ通知・利用券交付時に「取扱店案内チラシ」を配布いたします。

※チラシ等への掲載は、登録事業所・店舗のみとなります。町広報、ホームページ等を活用し、利用可能事業所・店舗として掲載を予定しておりますので、同意・ご承諾をいただきます。

8. その他留意事項

その他「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、担当課内で協議し、その対応を決定します。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別 紙

換 金 手 続 場 所：① 役場本庁舎 2階 会議室 ② 役場分庁舎 2階 第3会議室

換金手続受付時間：午前9時30分～午後3時00分まで

注) 指定日以外は受付できません。

東北町高齢者飲食店等利用券交付事業換金手続日及び支払予定日

令和3年 10月	換 金 受 付 日	1回目支払日
	令和3年10月13日	令和3年10月25日

令和3年 11月	換 金 受 付 日	2回目支払日	換 金 受 付 日	3回目支払日
	令和3年10月28日	令和3年11月8日	令和3年11月18日	令和3年11月29日

令和3年 12月	換 金 受 付 日	4回目支払日	換 金 受 付 日	5回目支払日
	令和3年12月2日	令和3年12月13日	令和3年12月16日	令和3年12月27日

令和4年 1月	換 金 受 付 日	6回目支払日	換 金 受 付 日	7回目支払日
	令和4年1月6日	令和4年1月17日	令和4年1月20日	令和4年1月31日

令和4年 2月	換 金 受 付 日	8回目支払日	換金受付日 (最終)	9回目支払日 (最終)
	令和4年1月27日	令和4年2月7日	令和4年2月3日	令和4年2月14日

東北町高齢者飲食店等利用券交付事業登録申請書

申込年月日 令和3年 月 日

東北町長 長久保 耕治 殿

(申請者) 事業所名

代表者名

印

東北町が実施する東北町高齢者飲食店等利用券交付事業に係る特定事業所として参加いたしたく、
下記のとおり登録申請いたします。なお、本事業の参加にあたっては、「東北町高齢者飲食店等利用
券交付事業募集要項」を遵守いたします。

記

(事務局使用欄)	受付印
受付番号	

事業所名 フリガナも必ず 記入ください。	(フリガナ)		
所在地	住所 〒 東北町		
TEL/FAX	TEL	FAX	
登録事業所の 責任者	(役職)	(フリガナ)	
		(氏名)	

※お知らせ通知、事業パンフレット等に掲載しますので、ご承諾のうえ記入をお願いします。

金融機関名		支店名	(○をつけてください) 本店・支店・出張所
預金種目	普通・当座 (○をつけてください)	口座番号	
口座名義	(フリガナ)		
フリガナも必ず記入ください。			

※ ご記入頂きます申込口座等の個人情報、本事業以外の目的には使用いたしません。

※ 東北町会計振込口座登録が初めての場合は、通帳等(写)が必要となりますので、あらかじめご了承ください。

東北町高齢者飲食店等利用交付事業登録証明書

事業所概要

事業所名			
代表者名			
所在地			
所在地区		登録番号	
連絡先 (電話番号)		連絡先 (FAX 番号)	

口座振込

金融機関名		支店名	
預金種類		口座番号	
口座名義人カナ			

上記の者は、令和 3 年度に東北町において実施する「東北町高齢者飲食店等利用券交付事業」の登録事業所であることを証明する。

令和 年 月 日

東北町長 長久保 耕治

東北町高齢者飲食店等利用券交付事業利用券請求書

印

数 量	(枚)	請 求 金 額 (円)
100円券	枚	円
1,000円券	枚	円
合 計	枚	円

登録番号

東北町高齢者飲食店等利用券交付事業利用券受取書

数 量	(枚)	請 求 金 額 (円)
100円券	枚	円
1,000円券	枚	円
合 計	枚	円

高齢者飲食店等利用券交付事業 東北町 福祉課